

基 発 1 1 2 1 第 1 号
年 管 発 1 1 2 1 第 1 号
平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

都道府県労働局長 殿
地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

社会保険労務士法の一部を改正する法律の公布について

社会保険労務士法の一部を改正する法律については、本年6月13日に第186回通常国会に提出され、同年11月14日に第187回臨時国会において可決成立し、本日、平成26年法律第116号として公布されたところである。

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、了知されたい。

記

第1 改正の趣旨

近年、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、個別労働関係紛争が増加しており、以前にも増して紛争の迅速かつ的確な解決が求められている。そのため、労働及び社会保険諸制度に係る業務に熟達した社会保険労務士の活躍に対する要請は、量的にも、質的にもますます増大しているところである。

こうした状況に対応するため、①厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げること、②社会保険労務士が、裁判所において補佐人として出頭し陳述できることとすること、③社員が一人の社会保険労務士法人の設立を可能とすること等の改正を行ったものである。

第2 改正の概要

1 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引上げ

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120万円（※改正前は少額訴訟の上限額（60万円））に引き上げること。（第2条第1項関係）

2 補佐人制度の創設

(1) 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとすること。（第2条の2関係）

(2) 社会保険労務士法人が、上記(1)の事務の委託を受けることができることについて規定すること。（第25条の9の2関係）

3 社員が一人の社会保険労務士法人

社員が一人の社会保険労務士法人の設立等を可能とすること。（第25条の6等関係）

4 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、上記3は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第1条関係）

(2) その他所要の規定を整備すること。